

令和6年度水道水質検査計画



令和6年3月

佐川町 建設課

目 次

第 1.	基本方針	1
第 2.	水道事業の概要	2
第 3.	原水及び水道水の状況	4
第 4.	検査項目及び頻度	5
第 5.	検査地点	10
第 6.	臨時の水質検査	10
第 7.	水質検査方法	10
第 8.	水質検査計画及び結果の公表について	10
第 9.	その他	11

添付資料

■	過去 3 年間検査結果	12～15
---	-------------------	-------

令和6年度水質検査計画

良質で安全な水道水を供給するために、水道法及び厚生労働省令に定められた水質基準に従い水質検査を実施しています。採水の場所、検査の回数等について具体的に規定したものを「水質検査計画」といい、毎年度策定し公表することが義務付けられています。

また、町民の皆様には水道水の水質についてご理解を深めていただけるよう検査結果も公表します。

検査計画の内容

- 第1. 基本方針
- 第2. 水道事業の概要
- 第3. 原水及び水道水の状況
- 第4. 検査項目及び頻度
- 第5. 検査地点
- 第6. 臨時の水質検査
- 第7. 水質検査方法
- 第8. 水質検査計画及び結果の公表について
- 第9. その他

■第1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口の水）で行います（水道法施行規則第15条第2項）。その他、原水（取水施設の水）で検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は水道法で義務づけられた水質基準項目と水質管理上注意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自の項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。

水質基準項目の検査は、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回、概ね3ヶ月に1回以上行うこととされている項目については3ヶ月に1回とします。その他、過去の実績により検査頻度の省略が可能な項目についても、安全のため1年に1回は検査を行います。

■第2. 水道事業の概要

●給水状況、施設の概要

表1 給水状況（令和4年度）

区 分	内 容
行政区域内人口	12,188 人
計画給水人口	11,277 人
給水区域内人口	11,775 人
現在給水人口	11,044 人
普及率	93.8 %
年間給水量	2,047,827 m ³
計画一日最大給水量	6,733 m ³ /日
実績一日最大給水量	6,279 m ³ /日

表2 水道施設の概要

水道名称	佐川上水道			
施設名称	室原取水施設	新室原取水施設	尾川取水施設	黒岩取水施設
水源	ムロハラ 376-4 柳瀬川 浅井戸	ムロハラ 354-1 柳瀬川 浅井戸	本郷耕 1404-2, 3 柳瀬川 浅井戸	黒原 5956-2 柳瀬川 浅井戸
処理方式	塩素消毒			塩素消毒 紫外線処理

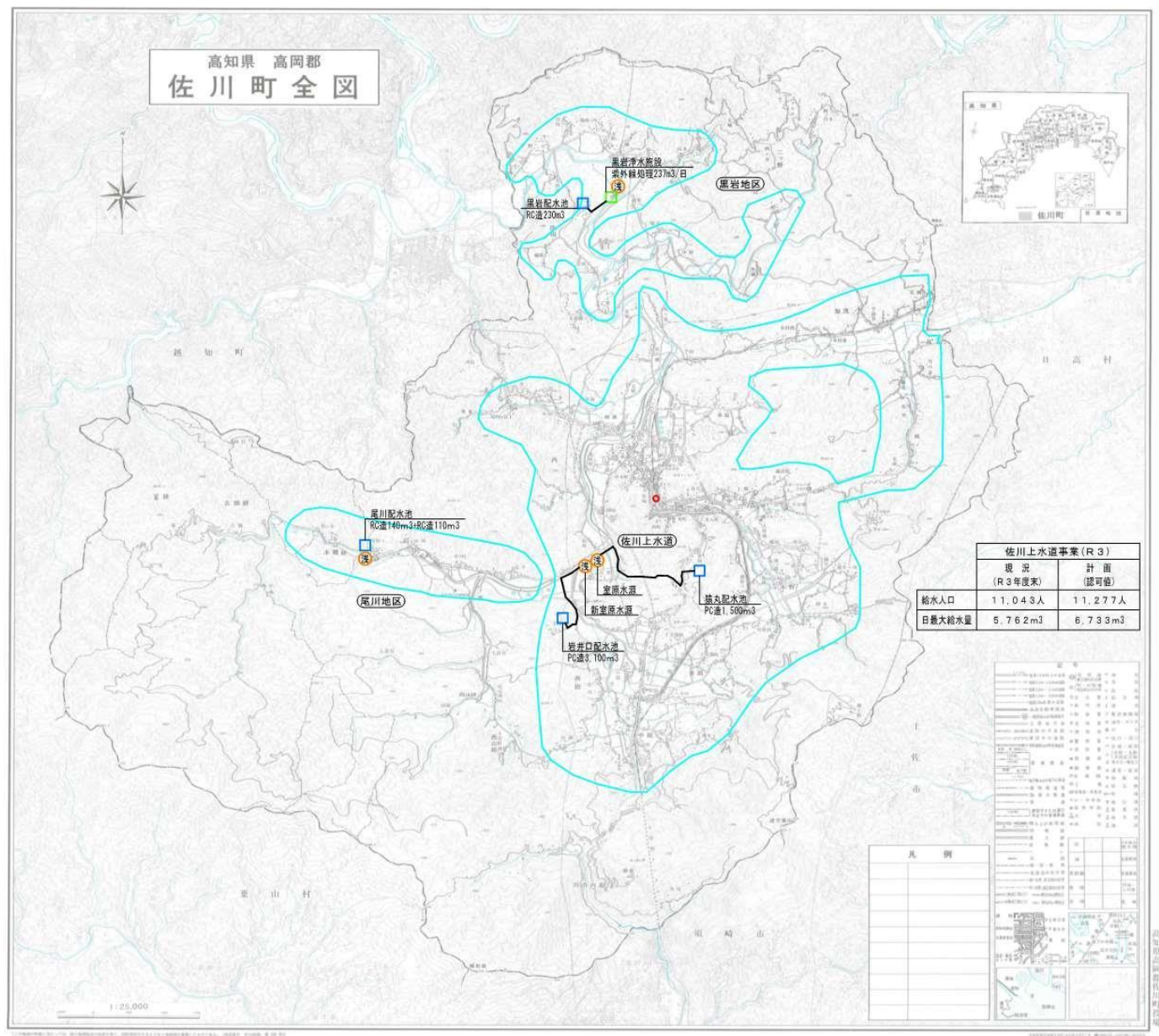


図1 佐川町水道事業主要施設位置図

■第3. 原水及び水道水の状況

1. 原水水質で留意すべき状況

佐川町の水道水は、井戸水を主とする町内の水源から取水しており、原水の水質は良好です。水源へ影響を与えるような生活排水や産業廃水の流入はないため、現状では問題となる項目はありません。

ただし、浅井戸のため大雨や河川工事等が行われた時は濁水に注意が必要です。

2. 水道水の状況

水道水（蛇口の水）は水質基準をすべて満たしており、安全で良質な水をお届けしています。

■第4. 検査項目及び頻度

1. 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

2. 水質基準項目の検査（51項目）

水質基準項目（51項目）と検査頻度を表3に示します。浄水において、51項目の基準項目のうち、下記（1）の9項目と下記（2）の12項目は決められた頻度の検査回数が必要です。下記（3）の臭気物質2項目を除き、残り項目28項目は、過去3年間の実績における最大値から、法令で定められた一定の方法により、検査頻度を減らすことが可能となります。

各系統の過去3年間の検査結果は巻末に添付します。

	検査頻度	検査項目
(1) 9項目	毎月検査を実施	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度
(2) 12項目	概ね3ヶ月に1回の検査	塩素酸、シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド
(3) 2項目 臭気物質	水源でカビ臭の発生の恐れのある夏季を目安に1年に1回の検査	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール
(4) その他の 28項目	過去3年間の実績における最高値により法令で定められた一定の方法により、検査頻度を減らすことができますが、安全性確認のため1年に1回検査を行います	

すべての水源の原水について、毎年1回は定期的に全項目検査（消毒副生成物を除く）を実施します。原水の水質検査は表4のように行います。

表3 給水栓における水質基準項目と検査頻度

No.	水道名称	浄水				計
		室原	新室原	黒岩	尾川	
1	一般細菌	12	12	12	12	48
2	大腸菌	12	12	12	12	48
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	4
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	4
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	4
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	4
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	4
8	六価クロム及びその化合物	1	1	1	1	4
9	亜硝酸態窒素	4	1	4	1	10
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	16
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	4
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	4
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	4
14	四塩化炭素	1	1	1	1	4
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	4
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	4
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	4
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	4
20	ベンゼン	1	1	1	1	4
21	塩素酸	4	4	4	4	16
22	クロロ酢酸	4	4	4	4	16
23	クロロホルム	4	4	4	4	16
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	16
25	ジブromクロロメタン	4	4	4	4	16
26	臭素酸	4	4	4	4	16
27	総トリハロメタン	4	4	4	4	16
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	16
29	ブromジクロロメタン	4	4	4	4	16
30	ブromホルム	4	4	4	4	16
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	16
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	4
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	4
34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	4
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	4
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	4
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	4
38	塩化物イオン	12	12	12	12	48
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	4
40	蒸発残留物	1	1	1	1	4
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	4
42	ジェオスミン	1	1	1	1	4
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	4
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	4
45	フェノール類	1	1	1	1	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	48
47	pH値	12	12	12	12	48
48	味	12	12	12	12	48
49	臭気	12	12	12	12	48
50	色度	12	12	12	12	48
51	濁度	12	12	12	12	48

黄色	(1) 9項目：毎月検査を実施	水色	過去の水質検査結果より基本検査頻度で検査を実施
緑色	(2) 12項目：概ね3ヶ月に1回の検査		

表 4 原水水質基準項目と検査頻度

No.	水道名称	原水				計
		室原	新室原	黒岩	尾川	
	水質基準項目					
1	一般細菌	1	1	1	1	4
2	大腸菌	1	1	1	1	4
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	4
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	4
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	4
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	4
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	4
8	六価クロム及びその化合物	1	1	1	1	4
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	4
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	4
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	4
14	四塩化炭素	1	1	1	1	4
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	4
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	4
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	4
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	4
20	ベンゼン	1	1	1	1	4
21	塩素酸	-	-	-	-	0
22	クロロ酢酸	-	-	-	-	0
23	クロロホルム	-	-	-	-	0
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	0
25	ジブromクロロメタン	-	-	-	-	0
26	臭素酸	-	-	-	-	0
27	総トリハロメタン	-	-	-	-	0
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	0
29	ブromジクロロメタン	-	-	-	-	0
30	ブromホルム	-	-	-	-	0
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	0
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	4
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	4
34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	4
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	4
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	4
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	4
38	塩化物イオン	1	1	1	1	4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	4
40	蒸発残留物	1	1	1	1	4
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	4
42	ジェオスミン	1	1	1	1	4
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	4
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	4
45	フェノール類	1	1	1	1	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1	1	1	1	4
47	pH値	1	1	1	1	4
48	味	1	1	1	1	4
49	臭気	1	1	1	1	4
50	色度	1	1	1	1	4
51	濁度	1	1	1	1	4

3. 水質管理目標設定項目の検査

水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目（表 5）が設定されています。これらの水質管理目標設定項目については、今後の知見の集積が望まれる項目であることから、本計画では直ちに検査しませんが、必要な項目について適宜水質検査を実施します。

表 5 水質管理目標設定項目

項目	目標値	項目	目標値
アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下
ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下(暫定)	遊離炭酸	20mg/L 以下
ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下
トルエン	0.4mg/L 以下	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L 以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	臭気強度（TON）	3 以下
亜塩素酸	0.6mg/L 以下	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下
二酸化塩素	0.6mg/L 以下	濁度	1 度以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)	pH 値	7.5 程度
抱水クロラール	0.02mg/L 以下(暫定)	腐食性（ランゲリア指数）	－1 程度以上とし、極力 0 に近づける
農薬類（注 1）	検出値と目標値の比の和として、1 以下（注 2）	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下(暫定)
残留塩素	1mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下
—	—	PFOS 及び PFOA	PFOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/L 以下(暫定)

備考 注 1：農薬類は法令で示された 120 項目。

注 2：各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。

4. クリプトスポリジウム対策

表6 クリプトスポリジウム対策に伴う水質検査項目

(回数/年)

No.	項目	室原	新室原	黒岩	尾川	計
1	大腸菌	12	12	12	12	48
2	嫌気性芽胞菌	12	12	12	12	48
3	耐塩素性病原生物検査※	汚染の恐れが明確な場合検査を実施				

※耐塩素性病原生物:クリプトスポリジウム・ジアルジア

※検査頻度設定理由：クリプトスポリジウム等対策指針

平成19年3月30日 健水発第0330005号 厚生労働省健康局水道課長通達

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」による

■第5. 検査地点

- (1) 毎日検査及び水質基準項目の検査については、給水地域を代表する給水栓及び必要に応じて配水管末地点で行います。
- (2) 原水の検査については、取水施設で行います。

■第6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域、及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (5) その他特に必要があると認められるとき

■第7. 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の水質検査方法については、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日 厚生労働省令第 101 号）に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年 7 月 22 日 厚生労働省告示第 261 号）により行います。なお、その他項目の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会発行）などにより行います。

毎日検査は給水区域内の 4 ヶ所で町民の方へ検査を委託し、各家庭の蛇口で行います。その他の項目の検査は厚生労働大臣登録水質検査機関に委託します。

■第8. 水質検査計画及び結果公表について

水質検査計画や検査結果については、佐川町建設課で閲覧できるようにします。
ご意見、ご要望がございましたら、お知らせ下さい。

■第9. その他

1. 検査結果の評価

検査結果の評価は水質基準値などと比較して、検査ごとに行います。また、必要があれば検査計画を見直していきます。

2. 水質検査の精度と信頼性保証について

結果を評価するにあたり、検査の精度と信頼性を保証するため、検査機関の選定と管理には十分配慮します。

3. 関係者との連携

佐川町建設課では、保健所、分析機関等と連絡を密にし、水質異常に即応できる体制を整えています。また、県や他市町村と水道に関する情報交換と調査研究を行います。

■連絡先

〒789-1292 高知県高岡郡佐川町甲 1650-2

佐川町役場 建設課

TEL : 0889-22-7713

FAX : 0889-22-4950

令和6年度水質検査計画									
(室原)									
番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0008	0.0010	0.0009	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.015	<0.004	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.58	0.87	0.72	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.01	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	0.093	0.074	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	<0.0001	0.0012	0.0010	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0016	0.0020	0.0030	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.003	0.005	0.006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0008	0.0019	0.0019	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	0.0006	<0.0005	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.0031	0.0053	0.0072	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	0.037	<0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.013	0.021	0.023	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.6	4.8	4.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	54	56	55	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	69	95	86	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	0.5	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	6.9	6.9	6.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5度以下	×	0.5	0.8	0.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2度以下	×	0.4	0.5	0.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
備考									
1 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。									
2 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。									
3 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。									
4 塗りつぶしは規定の検査回数より省略不可。									

令和6年度水質検査計画									
(新室原)									
番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	27	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0004	0.0006	0.0007	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	0.005	0.006	0.007	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.45	0.52	0.56	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.01	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.06	<0.05	0.066	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	<0.0001	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0008	0.0006	0.0009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	<0.0001	<0.0005	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.004	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	0.006	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.010	0.018	0.015	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.8	3.3	3.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	45	43	47	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	63	76	74	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.0	7.0	7.0	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5度以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2度以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
備考									
1 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。									
2 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。									
3 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。									
4 塗りつぶしは規定の検査回数より省略不可。									

令和6年度水質検査計画									
(黒岩)									
番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回／月	1回／月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回／月	1回／月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0004	<0.0003	0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.016	0.005	1回／3月	1回／3月	基準値の1／5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.31	0.48	0.41	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	0.06	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	<0.01	0.02	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.07	0.08	0.09	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.002	0.0032	0.0030	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0025	0.0016	0.0032	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.006	0.007	0.009	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0022	0.0026	0.0032	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.004	0.007	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.046	0.038	0.048	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	5	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	0.001	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	4.1	5.2	5.1	1回／月	1回／月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	41	33	47	1回／3月	1回／年	基準値の1／10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	50	71	79	1回／3月	1回／年	基準値の1／10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時 1回以上	1回／年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2－メチルイソボリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時 1回以上	1回／年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	0.34	0.41	1回／月	1回／月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.4	7.3	7.3	1回／月	1回／月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基50	色度	5度以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基51	濁度	2度以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回／月	1回／月	省略不可項目
備考									
1 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。									
2 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。									
3 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1／5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。									
4 塗りつぶしは規定の検査回数より省略不可。									

令和6年度水質検査計画									
(尾川)									
番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	0.0007	0.0006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.006	0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.23	0.53	0.52	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.01	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.06	0.09	0.10	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0014	0.0035	0.0053	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0007	<0.0005	0.0008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.003	0.006	0.009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	0.003	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0013	0.0020	0.0029	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	0.007	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.008	0.032	<0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.019	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	5	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.5	3.2	3.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	33	34	43	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	40	69	57	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う	
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う	
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	0.3	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.3	7.3	7.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5度以下	×	<0.5	0.9	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2度以下	×	0.2	0.4	0.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
備考									
1 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。									
2 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。									
3 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。									
4 塗りつぶしは規定の検査回数より省略不可。									